

南知多町告示第 63 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項に基づき、下記の者を指定納付受託者に指定する。

記

1. 納付させる歳入 ふるさと納税
2. 指定する者 株式会社ファミマデジタルワン
 東京都港区芝浦三丁目 1 番 21 号
3. 歳入を納付させる期間 令和 7 年 10 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

令和 7 年 10 月 1 日

南知多町長 石 黒 和 彦